### ○武庫川女子大学・武庫川女子大学短期大学部動物実験規程

平成19年10月1日 規程第5号 改正 平成23年4月1日 平成26年4月1日 平成30年4月1日 令和2年4月1日

前文

地球上の生物の生命活動を科学的に理解することは、人類の福祉、環境の保全と再生などの多くの課題の解決にとって極めて重要であり、動物実験等はそのために必要な、やむを得ない手段であるが、動物愛護の観点から、適正に行われなければならない。すなわち、科学的観点と動物愛護の観点から、動物実験等を適正に実施することがより重要である。このような観点から武庫川女子大学では、平成元年に「武庫川女子大学動物実験指針」を制定し、動物実験の適正な運用の啓発に当たってきた。その後、社会的な動物実験への理解が深まり、法的な整備も大きく進展してきたため、動物実験のより適正化を図るべく、「武庫川女子大学動物実験指針」を廃止し、平成19年「武庫川女子大学動物実験規程」(以下「本規程」という。)を制定するに至った。さらに、平成23年5月社会情勢に則し大幅な改訂を行い、平成30年4月、これまで同一規程内で運営管理を進めてきた本学短期大学部についてもその適用の範囲を明確とするため名称を「武庫川女子大学・武庫川女子大学短期大学部動物実験規程」と名称変更し、若干の改訂を行った。

本規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)」(以下「法」という。)、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年環境省告示第88号)」(以下「飼養保管基準」という。)、及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年文部科学省告示第71号)」(以下「基本指針」という。)を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン(平成18年6月)」(以下「ガイドライン」という。)を参考に、科学的観点、動物愛護の観点及び生活環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、施設等の整備及び管理方法並びに動物実験等の具体的な実施方法等を定めるものである。

第1章 総則

#### (趣旨及び基本原則)

- 第1条 本規程は、武庫川女子大学並びに武庫川女子大学短期大学部(以下併せて「本学」という。)における動物実験等及び実験動物の飼養及び保管等を適正に行うため、学長の責務、動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認手続、実験動物の飼養及び保管方法等、必要な事項を定めるものとする。
- 2 動物実験等については、法、飼養保管基準、基本指針、環境省告示の「動物の殺処分 方法に関する指針(平成7年総理府告示第40号)」(以下「殺処分指針」という。)、 その他の法令等に定めがあるもののほか、本規程の定めるところによるものとする。
- 3 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に則し、動物実験等の原則である次の各号に掲げる3R (Replacement、Reduction、Refinement) に基づき、適正に実施しなければならない。
  - (1) Replacement (代替法の利用:科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること)
  - (2) Reduction (使用数の削減:科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること)
  - (3) Refinement (苦痛の軽減:科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物 に苦痛を与えない方法によって実施しなければならないこと)
- 4 実験動物の飼養及び保管に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、次の各号に掲げる動物福祉の基本理念である5つの自由を実践しなければならない。
  - (1) 飢え及び渇きからの解放
  - (2) 肉体的不快感及び苦痛からの解放
  - (3) 傷害及び疾病からの解放
  - (4) 恐怖及び精神的苦痛からの解放
  - (5) 本来の行動様式に従う自由

#### (定義)

- 第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
  - (1) 動物実験等 本条第6号に規定する実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の

製造の用、その他の科学上の利用に供することをいう。

- (2) 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・ 設備をいう。
- (3) 実験室 実験動物に実験操作(原則48時間以内の一時的保管を含む)を行う動物実験室であって、飼養保管施設以外のものをいう。
- (4) 実習室 学生等が実験動物を扱う実習を行う実習室をいう。
- (5) 施設等 飼養保管施設、実験室及び実習室をいう。
- (6) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類等に属する動物 (施設等に導入するために輸送中のものを含む)をいう。
- (7) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (8) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (9) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (10) 管理者 学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する者をいう。
- (11) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者をいう。
- (12) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従 事する者をいう。
- (13) 管理者等 管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- (14) 法令 法、飼養保管基準、その他動物実験等に関する法令(告示を含む)をいう。
- (15) 指針等 基本指針及び殺処分指針並びにガイドラインをいう。 第2章 適用範囲

(適用範囲)

- 第3条 本規程は、本学において実験動物を科学上の利用に供する場合に適用される。
- 2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先に おいても、指針等及び動物実験等に関して行政機関の定める基本指針に基づき、動物実 験等が実施されることを確認すること。
- 3 本学の教職員・学生等が他の研究機関等において行う動物実験等については、当該他 の研究機関等の内部規程を遵守して実施するものとする。この場合において、当該動物

実験等に係る動物実験計画については、第12条の規定により承認を得ること。

第3章 組織

(学長の責務)

- 第4条 学長は、本学における適正な動物実験等の実施、実験動物の飼養及び保管に関する最終的な責任を有し、次の各号に掲げる責務を負う。
  - (1) 施設等の整備
  - (2) 動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握
  - (3) 前号の結果に基づく改善措置
  - (4) 施設等の設置及び廃止の承認
  - (5) 動物実験等に係る安全管理
  - (6) 教育訓練の実施
  - (7) 自己点検・評価及び情報公開等の実施
  - (8) 外部の機関等による検証の実施
  - (9) その他、動物実験等の適正な実施のために必要な措置
- 2 学長は、動物実験計画の審査、実施状況及び実施結果に関する助言、施設等の調査、 教育訓練、自己点検・評価、情報公開、外部の機関等による検証の実施、その他動物実 験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、第4章に定める武庫川女子 大学・武庫川女子大学短期大学部動物実験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第4章 動物実験委員会

(委員会の役割)

- 第5条 委員会は、学長の諮問を受け、次に掲げる事項を審査又は調査し、学長に報告又 は助言する。
  - (1) 動物実験計画が法令及び指針等並びに本規程に適合していることの審査
  - (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
  - (3) 施設等の設置及び廃止並びに実験動物の飼養保管状況に関すること。
  - (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに法令及び指針等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
  - (5) 自己点検・評価、外部の機関等による検証の実施に関すること。
  - (6) その他、動物実験等の適正な実施のために必要な事項に関すること。
- 2 委員会は、学長の委託を受け、第9章に定める教育訓練を行う。

(委員会の構成)

- 第6条 委員会は、学長が次に掲げる者から任命した委員により構成する。
  - (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者(動物実験に関して優れた識見を有する者として動物実験経験10年以上若しくは同等の経験がある教職員 複数名)
  - (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者(実験動物に関して優れた識見を有する者として実験動物取り扱い経験10年以上若しくは同等の経験がある教職員 複数名)
  - (3) 学識経験を有する者(人文・社会科学系(非実験系)の教職員 若干名)
  - (4) その他、学長が必要と認めた者 若干名

(委員長等)

- 第7条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 2 委員会に副委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は委員会を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。 (委員の任期)
- 第8条 委員の任期は2年とし、再任することができる。
- 2 委員に欠員が生じた場合は、第6条の委員構成を考慮の上、学長が補充する、ただ し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

- 第9条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、第4項の規定による除斥 のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 3 議事は出席委員の過半数をもって決する。
- 4 委員は、自らが動物実験責任者となっている動物実験計画の審査に加わることができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席して発言することができる。
- 5 委員長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第10条 委員は、動物実験計画に関し知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退い た後も同様とする。ただし、法令上別の定めがある場合は、この限りでない。

(担当事務)

- 第11条 委員会に関する事務は、研究開発支援室研究開発支援課が行う。
- 2 担当事務は、委員会開催に関する議事録等の作成及び保存等を行わなければならな

V10

第5章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案、審査、手続き)

- 第12条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する等の 観点及び動物実験等を適正に実施する観点から、次に掲げる事項を踏まえて、年度ごと に動物実験計画を立案し、所定の動物実験計画書(様式1)及び動物実験実施者申請書 (様式1-2)により、動物実験の実施計画を学長に提出しなければならない。
  - (1) 研究の目的、意義及び必要性
  - (2) できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用すること等により実験動物を適切に利用すること。
  - (3) 動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件等を考慮し、動物実験等に供される実験動物の数をできる限り少なくすること。
  - (4) 科学上の利用に必要な限度において、できる限りその実験動物に苦痛を与えない方 法によってすること。
  - (5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験等を行う場合は、動物実験計画を立案する段階で人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング)の設定を検討すること。
- 2 学長は、前項の申請を受けたときは、委員会に審査を付議し、その結果に基づき、実験計画の承認、非承認を決定し、当該実験責任者に通知しなければならない。
- 3 前項に定める動物実験計画の承認期限は、1年以内とする。
- 4 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。
- 5 動物実験責任者は、承認された動物実験計画を変更する場合は、第1項と同様の申請 を行い、実験計画を変更することの承認を得なければならない。

(実験操作)

- 第13条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法令及び指針等に則するとと もに、特に次に掲げる事項を遵守し、できる限り実験動物に苦痛を与えないようにする こと。
  - (1) 実験等の目的の達成に必要な範囲で実験動物を適切に利用すること。
  - (2) 適切に維持管理された施設等及び設備を用いて動物実験等を実施すること。

- (3) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
  - ア 適切な麻酔薬、鎮痛薬等を用いること
  - イ 実験の中断や終了の基準(人道的エンドポイントを含む)に従い、安楽死処置等 の適切な処置を講じること。
  - ウ 実験に供する期間をできるだけ短くする等、実験の終了時期に配慮すること。
  - エ 保温等適切な処置を採るとともに、適切に術後管理を行うこと。
  - オ 安楽死処置は殺処分指針に基づくとともに、国際的なガイドライン等に十分配慮し適切に行うこと。
- (4) 安全管理に特に注意を払う必要がある動物実験等(物理的、化学的に危険な材料、 遺伝子組換え動物等を用いる実験)については、関係法令等及び本学における関連す る規程等に従って行うこと。
- (5) 物理的、化学的に危険な材料等を取り扱う動物実験等又は人の安全若しくは健康若しくは周辺環境に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、設備及び設備の状況を踏まえつつ、動物実験の実施者の安全の確保及び健康保持について特に注意を払うこと。
- (6) 麻薬等、規制対象となる薬品の使用及び保管等については当該法令等に基づき適切に行うこと。
- (7) 遺伝子組換え動物を用いる動物実験等、生態系に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、施設及び設備の状況を踏まえつつ、遺伝子組み換え動物の逸 走防止等に関して特に注意を払うこと。
- (8) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
- (9) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

(実施結果の報告)

- 第14条 動物実験責任者は、動物実験計画書に基づき、動物実験等を実施し、終了又は中止した後、所定の動物実験結果報告書(様式2)により、実際に使用した動物数、動物実験計画の変更の有無及び成果等の、動物実験計画の実施の結果について学長に報告しなければならない。
- 2 動物実験責任者は、前年度の「動物実験の自己点検票」を提出すること。
- 3 学長は、動物実験計画の実施の結果について、委員会に報告すること。
- 4 学長は、動物実験計画の実施の結果について、必要に応じ委員会の助言を受け、適正

な動物実験等の実施のための改善措置を講じること。

第6章 施設等

(飼養保管施設の設置)

- 第15条 飼養保管施設を設置(変更を含む)する場合は、管理者が所定の飼養保管施設設置(新規・変更)承認申請書(様式3)を提出し、学長の承認を得るものとする。
- 2 学長は、前項の規定に基づいて申請された飼養保管施設を委員会に調査させ、その助 言により、申請の承認又は否承認を決定する。
- 3 学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、当該飼養保管施設で実験動物の飼養若しくは保管又は動物実験等を行えない。

(飼養保管施設の要件)

- 第16条 飼養保管施設は、次に掲げる要件を満たすものとする。
  - (1) 実験動物の生理、生態、習性等に応じ、適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
  - (2) 実験動物の種類や飼養又は保管する数等に応じた飼育設備及び飼養能力等を有すること。
  - (3) 実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、個々の実験動物が日常的な動作を 容易に行うための広さ及び空間を備えること。
  - (4) 床や内壁等が清掃、衛生状態の維持等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う 衛生設備を有すること。
  - (5) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有するとともに、逸走時の対応策を定めていること。
  - (6) 実験動物の汚物等を適切に処理でき、飼養保管施設を常に清潔にして、微生物等による環境の汚染及び悪臭、害虫等の発生防止を図れ、飼養保管施設又は設備により騒音の防止を図れることにより、施設及び施設周辺の生活環境の保全ができること。
  - (7) 実験動物管理者を配置すること。

(実験室の設置)

- 第17条 飼養保管施設以外において、実験室を設置(変更を含む)する場合は、管理者が 所定の実験室設置(新規・変更)承認申請書(様式4)を提出し、学長の承認を得るも のとする。
- 2 学長は、前項の規定に基づいて申請された実験室を委員会に調査させ、その助言により、申請の承認又は否承認を決定する。

3 学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での実験動物への実験操作(原則48 時間以内の一時的保管を含む)を行えない。

(実験室の要件)

- 第18条 実験室は、次に掲げる要件を満たすものとする。
  - (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
  - (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
  - (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理及び改善)

- 第19条 管理者は、実験動物の適正な管理、動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理 及び改善に努めること。
- 2 管理者は、その管理する施設等について、飼養又は保管する実験動物の生理、生態、 習性等に応じて適切に整備を行うこと。
- 3 管理者及び実験動物管理者は、実験実施者及び飼養者が危険を伴うことなく作業ができる施設等の構造及び飼養又は保管の方法を確保すること。

(施設等の廃止)

- 第20条 施設等を廃止する場合は、管理者が所定の施設等(飼養保管施設・実験室)廃止届(様式5)を学長に提出すること。
- 2 学長は、廃止届が提出された施設等を委員会に調査させ、その報告により、廃止を承認すること。
- 3 管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養又は保管中の実験動物を他 の飼養保管施設に譲り渡すよう努めること。

第7章 実験動物の飼養及び保管

(標準操作手順の作成と周知)

第21条 管理者及び実験動物管理者は、法及び飼養保管基準を踏まえた飼養保管の標準操作手順書を定め、動物実験実施者及び飼養者に周知し遵守させること。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第22条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めること。

(実験動物の導入)

- 第23条 管理者は、実験動物の導入に当たり、法令及び指針等に基づき適正に管理されている機関より導入すること。
- 2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、必要に応じて適切な検疫(書面検疫を 含む)、隔離飼育等を行うこと。
- 3 実験動物管理者は、必要に応じて実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための措置を講じること。

(飼養及び保管の方法)

- 第24条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じ、かつ、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行うこと。
- 2 実験動物管理者は、施設等の日常的な管理及び保守点検並びに定期的な巡回等により、飼養又は保管をする実験動物の数及び状態の確認を行うこと。

(健康管理)

- 第25条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物が実験等の目的に係る 以外の傷害を負い、又は実験等の目的に係る疾病以外の疾病にかかることを予防する等 必要な健康管理を行うこと。
- 2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物が実験等の目的に係る以外 の傷害を負い、又は実験等の目的に係る疾病以外の疾病にかかった場合にあっては、実 験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な治療等を行うこと。

(異種又は複数動物の飼育)

第26条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、 その組合わせを考慮した収容を行うこと。

(記録管理の適正化及び報告)

- 第27条 管理者等は、実験動物の飼養及び保管の適正化を図るため、実験動物の入手先、 飼育履歴、病歴等に関する記録台帳を整備する等、実験動物の記録管理を適正に行うこ と。なお、保存期間は5年間とする。
- 2 管理者等は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物については、名札、脚環、マイクロチップ等の装着等の識別措置を技術的に可能な範囲で講じるよう努めること。
- 3 管理者は、年度ごとに飼養又は保管した実験動物の種類と数等及び飼養保管基準の導

守状況について、「実験動物飼養保管状況の自己点検票」により学長に報告すること。 (譲渡等の際の情報提供)

第28条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養又は保管の方法、感染性疾病等に関する情報を譲渡先に提供すること。

(輸送)

第29条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康 及び安全の確保並びに人への危害防止に努めること。

第8章 安全管理

(危害等の防止)

- 第30条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めること。
- 2 管理者は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物が施設等外に逸走した場合に は、速やかに関係機関へ連絡すること。
- 3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者が、実験動物由来の感染症や アレルギー等にかかること及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び必要な健康管 理を行い、発生時には適切な措置を講じること。
- 4 実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、相互に実験動物による危害の発生の防止に必要な情報の提供等を行うよう努めること。
- 5 実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、相互の情報提供により、必要な指導及び 報告を行うこと。
- 6 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めること。
- 7 管理者等は、人に危害を加えるなどのおそれがある実験動物について、名札、足輪、マイクロチップ等の識別装置を技術的に可能な範囲で講じるように努めること。
- 8 管理者等は、実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等に関係のない者が実験動物等に接することのないよう必要な措置を講じること。

(緊急時の対応)

- 第31条 管理者は、関係行政機関との連携の下、地域防災計画等との整合を図りつつ、地震、火災等の緊急時に採るべき措置に関してあらかじめ「緊急時対応マニュアル」を作成し、関係者に対して周知を図ること。
- 2 管理者等は、緊急事態発生時において、速やかに、実験動物の保護及び実験動物の逸 走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

(人と動物の共通感染症に係る知識の習得等)

- 第32条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する 十分な知識の習得及び情報の収集に努めること。
- 2 管理者、実験動物管理者及び実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において 必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努 めること。

第9章 教育訓練

(教育訓練)

- 第33条 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に対し、動物実験等の実施 並びに実験動物の飼養及び保管を適切に実施するために必要な基礎知識の習得を目的と した、次に掲げる事項に関する所定の教育訓練の受講させること。
  - (1) 法令、指針等、本学の定める規程等
  - (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
  - (3) 実験動物の飼養又は保管に関する基本的事項
  - (4) 安全確保、安全管理に関する事項
  - (5) 人獣共通感染症に関する事項
  - (6) その他適切な動物実験等の実施に関する事項
- 2 学長は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を5年間保存すること。
- 3 学長は、実験動物管理者、実験実施者及び飼養者の別に応じて必要な教育訓練が実施 できるよう、必要な措置を講じること。

第10章 自己点検・評価、検証

(自己点検及び評価)

- 第34条 学長は、委員会に毎年、動物実験等の実施に関する透明性を確保するために、基本指針への適合性並びに飼養保管基準の遵守状況について、自己点検・評価を行わせること。
- 2 委員会は、動物実験等の実施状況等や飼養保管状況に関する自己点検・評価を行い、 その結果を学長に報告しなければならない。
- 3 委員会は、管理者、実験動物管理者、動物実験責任者及び飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。
- 4 学長は、自己点検・評価の結果について、外部の機関等による検証を実施すること。

第11章 情報公開

(情報公開)

- 第35条 学長は、本学における、動物実験等に関する次に掲げる情報を、インターネットの利用等、適切な方法により毎年1回程度公表すること。
  - (1) 基本指針で例示する、本規程、動物実験等に関する点検・評価、外部の機関等による検証の結果、実験動物の飼養及び保管の状況等
  - (2) 国立大学法人動物実験施設協議会並びに公私立大学実験動物施設協議会が要請する情報公開項目
  - (3) 飼養保管基準等の遵守状況の点検結果 第12章 罰則
- 第36条 学長は、本規程に違反した者の動物実験等を直ちに中止させ、一定期間動物実験等の実施を禁ずることができる。
- 2 罰則の適用に関して、学長は委員会の助言を求めることができる。

第13章 補則

(準用)

第37条 第2条第5号に定める実験動物以外の動物を動物実験等に供する場合において も、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めること。

(準拠)

第38条 本学における動物実験等の適正な実施並びに実験動物の適正な飼養及び保管に関する具体的な方法は、ガイドラインに準拠するものとする。

(雑則)

第39条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会の議を経て学長が別に定める。

(改廃)

第40条 本規程の改廃は、委員会の議を経て学長が決定する。

附則

本規程は、平成19年10月1日から施行する。

附則

本規程は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

本規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

本規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

本規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

本規程は、令和4年4月1日から施行する。

# 武庫川女子大学 動物実験計画書

様式1 (第12条関係)

武庫川女子大学 武庫川女子大学短!	朝大学部 学長殿	提出年月日 令和 年	月 日 受付番号	
		■新規 ■継続 ■変更(旧	承認番号:	)
	フリカ゛ナ:	所属	職種	印鑑 教育訓練
	氏名:	学部		受講
		学科		□有 □無
動物実験責任者	e-mail:	研究室	連絡先TEL:	
	@mukogawa-u.ac.jp		連絡先FAX:	
	本実験計画の動物実験実施者名簿の添		The state of the s	
実験施設	飼養場所:	実験場所:		
実験の種類	□一般研究  □学生実習	<b>_</b> □その他(		)
POLICIA SIGNA PRESI: SEL A MININA PROPERTO	3			56
研究課題名				
┃   研究目的				
71 22 7 13				
	注意事項: 動物に加える処置、使用動物数の根	拠を具体的に配入し、「想定される苦	痛のカテゴリー」や「動物の	D苦痛軽減・排除の方法」等
	と整合性をもたせる。用語は略さずに記入し、募	5物を投与する場合は実験のどの段階で	で行うか明示する。	
具体的な 研究計画と方法				
□開示 □ 不開示				
	開示を希望しない理由:			
	承却ロト的		□ 代替手段がた	evi
<b>実験実施期間</b> (年度内)	承認日より	動物実験を必要とする理由	□ 代替手段の料	<b>賽度が不十分である</b>
(T/X/1/)	~ 令和 年 月 日		□ その他(	)

		動物種	系統	性別	匹数	微生物学的品質	入手先(導入機関名)	備考	
W	使用動物								
	当該動物種と 使用数を 必要とする理由								
	動物の 苦痛軽減、 排除の方法	<ul><li>□ 短時間の保</li><li>□ 麻酔薬・鎖</li><li>□ その他(</li></ul>				特に処置を講じな	\$\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	]	
3R	手術後の 動物の管理	□ 頻回の観察 □ 保温 □ 補液 □ 特別食の給餌 □ 栄養剤の投与 □ 頻幅剤の投与 □ 抗生物質の投与 □ その他(具体的に記入: □ 次生物質の投与 □ 次生の他(具体的に記入: □ 次に記入:							
	動物実験終了時 の安楽死の方法	<ul><li> 麻酔薬等 [薬剤名:</li><li> 深麻酔下 [薬剤名:</li><li> 炭酸ガス</li><li> その他(</li></ul>				]の □過剰投与 □過剰吸引 ]系の □全採血 □放血 □断頭 □中枢破壊の □熟練者による頸椎脱臼 □断頭 )			
	人道的エンド ポイントの設定		<b>隻</b> : 🗖 B 🗖 (	C <b>D</b> D	*苦痛度Dの場合	必ず設定する。「想定	される症状」「観察頻度」。	等を明示する。	
	安全管理	□ 遺伝子	組換え動物・	特定外来	生物の使用	□ 有害化:	学物質(毒物・発癌剤	等)の使用	
	関係委員会	倫 理 委 員 会				組	換えDNA実験安全委員	会	
	承認番号承認年月日	承認番号: 承認年月日:令	和年	月	月	承認番号: 承認年月日:令	介和 年 月	日	
変	更・継続の場合 その理由								
₹	の他特記事項								
]	動物実験委員会 記 入 欄	審 議 の 結 果 □ 適合 □ 修正 □ 不適合 修正意見等:							
	学長承認欄	承認: 令和 本実験計画を 承認番号:第	年 承認します	月	日号	武庫川女士	子大学長		

# 武庫川女子大学 動物実験実施者申請書 武庫川女子大学短期大学部

様式1-2 (第12条関係)

武庫川女子大学 武庫川女子大学短期大学部 学長殿

提出年月日 令和 年 月 日 受付番号

10年川入丁八子(1176)。	(TI) TX	※継続、変更の場合、前回計画書の承認番号:			
	氏 名	所属	職種	メールアドレス・(内線番号)	教育訓練受講
動物実験責任者				@mwu.jp	□有 □無
	氏 名	所属 ※上配と異なる場合	職種	メールアドレス	教育訓練受講
				@mwu.jp	□有 □無
				@mwu.jp	□有 □無
				@mwu.jp	□有 □無
				@mwu.jp	□有 □無
				@mwu.jp	□有 □無
				@mwu.jp	□有 □無
				@mwu.jp	□有 □無
				@mwu.jp	□有 □無
動物実験実施者				@mwu.jp	□有 □無
				@mwu.jp	□有 □無
				@mwu.jp	□有 □無
				@mwu.jp	□有 □無
				@mwu.jp	□有 □無
				€mwu. jp	□有 □無
				©mwu. jp	□有 □無
				©mwu. jp	□有 □無
				©mwu.jp	□有 □無

# 武庫川女子大学 動物実験報告書

武庫川女子大学 武庫川女子短期大学部 学長殿 様式2(第14条関係)

令和 年 月 日

武庫川女子大学武庫川女子大学短期大学部動物実験規程14条第1項の規定に基づき、下記の通り報告します。

動物実験責任者 研究課題名		氏名	所属	職種 連絡		<b>基絡先</b>		
		20			連絡先TEL:			
		印			e-mail:	@mukogawa-u.ac.jp		
					承認番号			
		実験の実施状況 □1. 計	画通りに実施 □2. 一部変	で更して実施	□3. 中止			
		<b>注意事項</b> (結果の概要を簡潔に記述す 発表学会名、発表年月日、	ること。得られた業績、例:学会発表 著者名、論文表題、雑誌名、巻・号	曼、雑誌論文、[8 、発行年、頁、	図書、工業所所有権などに 出版社などを配載。)	ついて、発表者、演題名、		
(÷	<b>成 果</b> 予定を含む)							
	択項目を■)							
,,,	用動物匹数	動物種		紿	申請匹数			
18	.7139U190E29X	系統名		紿	使用匹数			
	動物の選択	・使用した動物種は適正であったか。また、動物を適正に用いたか。						
	(選択項目を■)	□適 □不適→						
	動物数の削減	・使用動物数(実験使用数及び繁殖数)の削減に努めたか。						
3R	動物数の削減 (選択項目を■)	□適 □不適→						
動物の		・動物の苦痛軽減、排除及び安楽死を適正に行ったか。						
	苦痛軽減 安楽死 <sup>(選択項目を■)</sup>	□適 □不適→						
施設の利用 (選択項目を■)		・動物実験・飼育室を適正に利用したか。						
		□適 □不適→						
	特記事項							

<sup>\*「</sup>変更」の実験計画書を提出、承認済みであること

### 飼養保管施設設置(新規・変更)承認申請書

様式3 (第15条関係)

武庫川女子大学武庫川女子大学		学長殿			管理者 所属: 氏名:	印		
武庫川女子大学 て申請します。	<b>式庫川女子大</b> 学	<b>芝短期大学部</b>	動物実験規程15条	第1項の規		下記の飼養保管施設設置の承認につい		
申請年月日	年	月日	受付年月日	年	月日			
受付(承認)番号			※新規の場合は	記入不要、	変更の場合は承	承認番号を記入してください。		
※変更の場合は、	核当箇所のみ記	3入してくださ	۱, v°					
1. 飼養保管 施設の名称	名称:							
心設いつか	場所:							
-	〈実験動物管	理者>						
	所属:		職名:		氏名:			
	連絡先:TEL				e-mail:	@mukogawa-u. ac. jp		
0 妇兼足备	関連資格:							
2. 飼養保管 施設の	経験年数:				_			
管理体制		人数が多い場合、	別紙に記載して添付し	してください。				
	所属: 連絡先:TEL		職名:		氏名:	Omukozana-u aa in		
	関連資格:				e-mail:	@mukogawa-u.ac.jp		
	経験年数:							
		৳: (例:鉄筋	コンクリート造)					
	2) 飼育室の床、内壁及び天井の構造:							
	3) 空調設備: (例:飼育室の温湿度制御、換気回数及び明暗時間の設定条件等)							
	4) 飼養保管する実験動物種:							
	5) 飼育ケージの規格と最大収容数:							
3. 飼養保管 施設の概要	6) 逸走防止策: (ネズミ返し、ケージの施錠前室の有無、窓や排水口の封鎖等)							
	7) 動物飼育機材の洗浄設備の名称と規格							
	8) 動物飼育機	髪材の滅菌設備	の名称と規格					
	9) 臭気、騒音	f防止策						
	10) 廃棄物の	処理方法						

Ą	特記事項 (例: 化学的危験物質や 気原体等を扱う場合等の 段機構造の有無等)	
Г		調査年月日: 年 月 日
		調査結果: □ 申請された飼養保管施設は規程に適合する。 (条件等 □改善後、使用開始すること。)
		□ 申請された飼養保管施設は規程に適合しない。 意見等:
5.	委員会記入欄	
		承認:令和 年 月 日
6.	学長承認欄	本申請を承認します 承認番号:第

<u>添付資料</u>(新規の場合は必ず添付、変更の場合は該当する場合のみ添付してください。)

- 1) 飼養保管施設の位置を示す地図
- 2) 飼養保管施設の平面図

### 実験室設置(新規・変更)承認申請書

様式4(第17条関係)

	庫川女子大学 庫川女子大学		学長殿			管理者 所属: 氏名:		F*#+
				動物実験規程1 実験動物を48間		見定に基づき、	下記の実験室設置の海	印 承認について
車	請年月日	年	月 日	受付年月日	年	月 旦	受付番号	
1.	動物実験室 の名称							
2.	実験室の 管理体制	〈実験動物管 所属:	理者> (例: :	数室主任者等) 職名:		氏名:		
	e	連絡先: TEL 1) 実験室の面	*-Cuiz /	m <sup>2</sup> )		e-mail:	@mukogawa-u.	ас. јр
9	影集古松	2) 実験に使用 3) 実験室の床	する実験動物	の種類:				
3.	動物実験 施設の概要	4) 逸走防止策	ff:(ネズミ返し	、ケージの施錠前	室の有無、窓や	排水口の封鎖等)		
		5) 臭気、騒音防止策:						
		6) 廃棄物の処	l理方法:					
( 痘	特記事項 例: 化学的危険物質や 源原体等を扱う場合等の 保護構造の有無等)							
Г		調査年月日:	年	月	Ħ			

#### 添付資料

5. 委員会記入欄

6. 学長承認欄

1) 実験室の位置を示す地図

調査員氏名:

意見等

調査結果: □ 申請された実験室は規程に適合する。 (条件等 □改善後、使用開始すること。) □ 申請された実験室は規程に適合しない。

承認: 令和 年 月

承認番号: 第

本申請を承認します

2) 実験室の平面図

日

<sup>号</sup> 武庫川女子大学長

## 施設等(飼養保管施設・実験室)廃止届

様式5 (第20条関係)

武庫川女子大学 武庫川女子大学短期大学部 学長殿

年 月 日

管理者 所属:

氏名:

武庫川女子大学武庫川女子大学短期大学部動物実験規程20条第1項の規定に基づき、下記のとおり届出いたします。

1. 廃止する飼養保管 施設または実験室の 名称	20 W 7 40 v	t.g. /	,		
	設置承認者		)		
2. 管理者	所属:	職名:	J	氏名:	
2. 644	連絡先:TEL		e-mail:		@mukogawa-u.ac.jp
3. 廃止年月日		年	月	Ħ	
4. 廃止後の利用予定					
	残存飼養保管動物	<b>勿の有無</b>			
	□有	□ 無			
5. 廃止時に残存した 飼養保管動物の措置	有の場合措置				
(施設の場合のみ記載)					
6. 特記事項					
. 17807.3					
7. 委員会記入欄					
8. 学長記入欄				at days to a	
1 10000000				武庫川女子ス	大字長

様式1 (第12条関係)

様式1-2 (第12条関係)

様式2 (第14条関係)

様式3 (第15条関係)

様式4 (第17条関係)

様式5 (第20条関係)